作成日　１９９５年　８月２８日
改訂日　２０１２年　８月　３日

# 製品安全データシート

## １．製品及び会社情報

| | |
|---|---|
| 製品名 | **サニテック　アルコール除菌スプレー** |
| ＭＳＤＳ整理番号 | 22-F-1281-06 |
| 会社名 | ペンギンワックス株式会社 |
| 住所 | 大阪市東成区東中本３－１０－１４ |
| 担当部門 | 研究開発部 |
| 電話番号 | 06-6973-9130 |
| ＦＡＸ番号 | 06-6976-1456 |
| 推奨用途 | 食品加工室の除菌 |
| 製品説明 | 業務用・厨房用除菌剤 |

## ２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

| | | |
|---|---|---|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 | 区分２ |
| | 自然発火性液体 | 区分外 |
| | 自己発熱性化学品 | 分類できない |
| | 金属腐食性物質 | 分類できない |
| | その他の物理化学的危険性は該当しない。 | |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性（経口） | 区分外 |
| | 急性毒性（経皮） | 区分外 |
| | 急性毒性（吸入：ガス） | 分類対象外 |
| | 急性毒性（吸入：蒸気） | 区分外 |
| | 急性毒性（吸入：粉塵） | 分類対象外 |
| | 急性毒性（吸入：ミスト） | 分類できない |
| | 皮膚腐食性／刺激性 | 区分外 |
| | 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 区分２Ｂ |
| | 呼吸器感作性 | 分類できない |
| | 皮膚感作性 | 分類できない |
| | 生殖細胞変異原性 | 区分１Ｂ |
| | 発がん性 | 分類できない |
| | 生殖毒性 | 区分１Ａ |
| | 特定標的臓器毒性（単回暴露） | 区分３<br>（気道刺激性、麻酔作用） |
| | 特定標的臓器毒性（反復暴露） | 区分１（肝臓）、<br>区分２（中枢神経系） |
| | 吸引性呼吸器有害性 | 分類できない |
| 環境に対する有害性 | 水生環境急性有害性 | 区分外 |
| | 水生環境慢性有害性 | 区分外 |

ＧＨＳラベル要素

絵表示又はシンボル

| | |
|---|---|
| 注意喚起語 | 危険 |
| 危険有害性情報 | 引火性の高い液体および蒸気<br>眼刺激<br>遺伝性疾患のおそれ<br>生殖能または胎児への悪影響のおそれ<br>呼吸器への刺激のおそれ<br>眠気又はめまいのおそれ<br>長期にわたる，又は反復暴露による臓器（肝臓）の障害<br>長期にわたる，又は反復暴露による臓器（中枢神経系）の障害のおそれ |

注意書き

【安全対策】
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- 容器を密閉すること。
- 容器および受器を接地すること。
- 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- 火災を発生しない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 指定された個人用保護具を使用すること。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】
- 皮膚または髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
- 火災の場合には適切な消火方法をとること。
- 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼に入った場合、眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 暴露または暴露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 吸入した場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】　・涼しい所、換気の良い場所で保管すること。
・容器を密閉しておくこと。
・施錠して保管すること。

【廃棄】　・内容物や容器を廃棄する時は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 3．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別　：　混合物

| 成分名 | 含有量(VOL%) | 労安法<br>通知対象物 | PRTR 法 | CAS No. |
|---|---|---|---|---|
| エタノール | 75 | 61 号 | 非該当 | 64-17-5 |
| 水 | 25 | 非該当 | 非該当 | ― |
| 合計 | 100 | | | |

※　シックハウス・シックスクール配慮
シックハウス・シックスクールの原因としてあげられている厚生労働省指針値該当成分（１３物質）については、これらを原料として使用していません。(1)

※　環境ホルモン対応
環境省「内分泌攪乱作用を有すると疑われる物質（６５物質)」を使用していません。

## 4．応急措置

目に入った場合　：多量の水で１５分以上洗眼した後、直ちに眼科医の診断を受ける。
皮膚に付着した場合　：水道水で充分洗浄。石鹸を使ってよく落とす。
吸入した場合　：患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にする。
ひどい場合は直ちに医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合　：水でよく口のなかを洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し、可能であれば吐き出させ、直ちに医師の診断を受ける。

## 5．火災時の措置

消 火 剤　：粉末消火剤、炭酸ガス、泡（アルコール泡）、乾燥砂類、水噴霧
火災時の特有危険有害性：加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法　：火元の燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。
移動可能な場合は可燃性のものを周囲から取り除く。
消火を行う者の保護　：適切な空気呼吸器、防護服（耐熱性）を着用する。

## 6．漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置　：作業の際には、適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。
環境に対する注意事項　：流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び
浄化の方法・機材　：少量の場合には、大量の水で洗い流す。
大量の場合には、漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、そのあとを大量の水で洗い流す。

## ７．取扱い及び保管上の注意

①取扱い
- みだりに火気その他点火源となる恐れのあるものに接近させ若しくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。取扱う設備のある場所を常に整理整頓し、その場所に可燃性のものまたは酸化性のものを置かない。
- 換気の良い場所で取扱う。
- 適切な保護具（手袋、保護眼鏡等）を着用する。
- 取扱いの都度、容器を密閉する。
- 取扱い場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加えまたは引きずる等の粗暴な取扱いをしない。

②保管
- 保管は消防法上の貯蔵設備で行い、通風をよくし蒸気が滞留しないようにする。また指定数量未満のものについても、火気その他危険な場所から遠ざけ通風をよくし、温度、湿度、しゃ光に注意し、冷暗所に保管する。
- 消防法の第１類及び第６類の危険物との混合貯蔵を禁止する。

## ８．暴露防止及び保護措置

| | | |
|---|---|---|
| 管理濃度 | ： | 設定されていない。 |
| 許容濃度 | ： | 日本産業衛生学会（2009 年版）　設定されていない。<br>ＡＣＧＩＨ　(2009 年版)　　TWA　1000ppm |
| 設備対策 | ： | 火気のない換気のよい場所で取扱う。<br>取扱い箇所の近辺に洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 |

保護具

| | | |
|---|---|---|
| 呼吸器の保護具 | ： | 保護マスクを着用する。 |
| 手の保護具 | ： | ゴム製またはビニール製保護手袋を着用する。 |
| 目の保護具 | ： | 保護眼鏡を着用する。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | ： | 長袖作業着、保護服などを着用する。 |

## ９．物理的及び化学的性質　（アルコール分１００％として）

外観

| | | |
|---|---|---|
| 物理的状態 | ： | 液体 |
| 色 | ： | 無色透明 |
| 臭い | ： | 特異臭 |
| 沸点 | ： | 78.3℃ |
| 融点 | ： | －114.5℃ |
| 引火点 | ： | 13℃ |
| 発火点 | ： | 439℃ |
| 爆発限界 | ： | 下限 3.3vol%～上限 19.0vol%（空気中） |
| 比重 | ： | 0.79 |
| 溶解度 | ： | 水、エーテルによく溶ける。 |
| 粘度 | ： | 1.2 mPa･s（20℃） |

## １０．安定性及び反応性　（アルコール分１００％として）

| | | |
|---|---|---|
| 安定性 | ： | 通常の取扱い条件においては安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | ： | 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 |
| 避けるべき条件 | ： | 日光、熱、裸火、高い温度、スパーク、静電気、その他発火源 |
| 混触危険物質 | ： | 次亜塩素酸カルシウム、酸化銀、アンモニア、硝酸、硝酸銀、硝酸第二水銀、過塩素酸マグネシウムなどの酸化剤 |
| 危険有害な分解生成物 | ： | データなし |

## １１．有害性情報　（アルコール分１００％として）

| | | |
|---|---|---|
| 急性毒性　（経口） | ： | ラットの LD50 値データ、6200-15000mg/kg bw（DFGOT Vol.12 (1999)）など　LD50 ＞ 5000mg/kg のため区分外。 |
| 急性毒性　（経皮） | ： | ウサギの LDLo=20,000 mg/kg bw（SIDS(2009)）に基づき、区分外。 |
| 急性毒性（吸入：ガス） | ： | 分類対象外 |
| 急性毒性（吸入：蒸気） | ： | ラットの LC50 値のうち、区分 4 に該当するものが 1 つ {3,837ppmV（SIDS(2009)）}、区分外に該当するものが 4 つ {63,000ppmV(4h)（DFGOT Vol.12 (1999)）、20,661ppmV(4h)、66,181ppmV(4h)、22,627ppmV(4h)（SIDS(2009)} であることに基づき、区分外とした。 |
| 急性毒性（吸入：粉塵） | ： | 分類対象外 |
| 急性毒性（吸入：ミスト） | ： | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性／刺激性 | ： | ウサギに 4 時間ばく露した試験（OECD TG 404）において、刺激性なし（not irritating）の評価（SIDS(2009))に基づき、区分外とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ： | ウサギを用いた Draize 試験（OECD TG405）において中等度の刺激性（moderate irritating）と評価され（SIDS(2009)、DFGOT Vol.12 (1999))、適用後１～３日目に角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫が認められ、かつ 7 日以内に症状がほぼ回復している（ECETOC TR No.48(2)(1998)）ことから、区分２Ｂとした。 |
| 呼吸器感作性 | ： | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚感作性 | ： | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖細胞変異原性 | ： | マウスおよびラットを用いた経口投与（マウスの場合はさらに腹腔内投与）による優性致死試験（生殖細胞 in vivo 経世代変異原性試験）において陽性結果（SIDS (2009)、IARC (1988)）に基づき区分１Ｂとした。 |
| 発ガン性 | ： | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性 | ： | エタノールに関する疫学情報は多く、一定量以上の飲酒が流産の発生あるいは発生のリスクを有意に増加させることが報告されている（IARC vol.44(1987)）。<br>また、妊婦の習慣的な飲酒が胎児に発育抑制、小頭症、特徴的顔貌、精神障害などを起こす胎児性アルコール症候群が複数の報告で認められる（IARC vol.44(1987)、SIDS (2009)、DFGOT Vol.12 (1999))。その他に出生前のエタノール摂取による異常として、口蓋裂、手掌線の異常、心房心室中隔欠損、耳管欠損などが見られ、妊婦がエタノールを大量摂取した場合に催奇形性と胎児毒性が強く示唆されるとの記述もある（SIDS (2009))。以上の疫学報告および疫学研究の結果は、ヒトに対するエタノールの生殖毒性を示す確かな証拠と考えられるので区分１Ａとした。 |

特定標的臓器毒性(単回暴露)：　ヒトでの昏迷、傾眠などの症状に加え、ラット、マウスおよびモルモットに吸入ばく露した試験における麻酔、傾眠、運動失調などの症状の記載（SIDS(2009)、DFGOT Vol.12 (1999)）に基づき区分３（麻酔作用）とした。
一方、ヒトに試験物質蒸気の吸入ばく露は低濃度でも眼と上気道に刺激性があるとの記述（ACGIH (2001)）、ヒトに吸入ばく露した試験で、咳および眼と鼻腔に疼きを感じたとの報告（Patty (5th, 2001)）、さらに非耐性の被験者の吸入ばく露試験では鼻刺激感が報告されている（Patty (5th, 2001)）ことから区分３（気道刺激性）とした。

特定標的臓器毒性(反復暴露)：　ヒトでアルコールの長期大量摂取はほとんど全ての器官に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的器官は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する（DFGOT (1996)）との記載に基づき区分１（肝臓）とした。
また、アルコール摂取により重度の身体的依存症となった患者は、振戦、痙攣、譫妄の禁断症状に加え、しばしば嘔気、脱力、不安、発汗を伴い、アルコールを得るための意図的行動、および反射亢進が顕著となると述べられている（HSDB、(2003)）ことから、区分２（中枢神経系）とした。

吸引呼吸器有害性　：　データ不足のため分類できない。

## １２．環境影響情報　（アルコール分１００％として）

生態毒性

水生環境急性有害性　：　魚類（ファットヘッドミノー）での 96 時間 LC50 > 100mg/L（SIDS, 2005)、甲殻類（ネコゼミジンコ）での 48 時間 LC50 = 5012mg/L（SIDS, 2005)、藻類（クロレラ）での 96 時間 EC50 = 1000mg/L（SIDS, 2005）であることから、区分外とした。

水生環境慢性有害性　：　難水溶性でなく、急性毒性が低いことから、区分外とした。

生態蓄積性　：　データなし
その他　：　データなし

## １３．廃棄上の注意

残余廃棄物　① 少量の本液を廃棄する場合は水で十分に希釈しながら浄化槽もしくは下水道に廃棄する。
② 大量に廃棄する場合は、内容を明示した上で免許を持った産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
③ 量の多少に関わらず下水道以外の公共水域などへの排出は絶対に避ける。

汚染容器・包装
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、免許を持った産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## １４．輸送上の注意

国内法規制

| | | |
|---|---|---|
| 陸上輸送 | ： | 消防法　危険物　第４類 アルコール類 |
| 海上輸送 | ： | 船舶安全法　危険物（引火性液体類） |
| 航空輸送 | ： | 航空法　　危険物（引火性液体） |
| 国連分類 | ： | クラス 3 (引火性液体) |
| 国連番号 | ： | 1170 |

輸送の特定の安全対策及び条件　：

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下 損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。輸送作業は取扱い及び保管上の注意事項を留意して行ぅ。

## １５．適用法令

| | | |
|---|---|---|
| ①労安法 ／施行令別表第一危険物 | | ： ４．引火性の物 |
| ／有機溶剤中毒予防規則 | | ： 該当しない |
| ／通知対象物 | | ： エタノール（61 号） |
| ②消防法 | | ： 危険物 第４類 アルコール類 危険等級Ⅱ (指定数量４００Ｌ) |
| ③毒物及び劇物取締法 | | ： 該当しない |
| ④船舶安全法 | | ： 引火性液体類（危規則第 3 条危険物告示別表第 1） |
| ⑤航空法 | | ： 引火性液体　(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1) |
| ⑥ＰＲＴＲ法 ： | 第一種指定化学物質 | ： 該当しない |
| ： | 第二種指定化学物質 | ： 該当しない |

## １６．その他の情報

参考文献

・ＧＨＳ対応ガイドライン　社団法人　日本化学工業協会　（平成２０年１０月）
・ＧＨＳ分類結果　　独立行政法人　製品評価技術基盤機構　HP

本資料は、信頼し得ると考えられる資料並びに測定結果などに基づき一般的な取扱いを前提に作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切なる処置を、お取り下さるようお願い致します。

＜参考資料＞

（１）シックハウス・シックスクールの原因としてあげられている化学物質

①厚生労働省指針値該当成分（１３物質）
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、フタル酸ジ－ｎ－ブチル、クロルピリホス、スチレン、テトラデカン、ダイアジノン、フタル酸ジ－２－エチルヘキシル、アセトアルデヒド、フェノブカルブ

②学校保健法：学校環境衛生の基準（ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物）
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン